

令和5年10月10日

佐賀労働局長

重河 真弓 殿

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年9月5日付け佐労発基0905第7号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

佐賀県陶磁器・同関連製品造業最低賃金

- 1 適用する地域
佐賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が陶磁器・同関連製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間901円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり